

青梅市福祉センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年12月3日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

青梅市公共施設等総合管理計画にもとづく公共施設のあり方に関する検討結果を踏まえ、青梅市福祉センターにおける事業および施設の見直しを行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市福祉センター条例の一部を改正する条例

青梅市福祉センター条例（昭和46年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「健康増進および」を削り、同条第2号および第3号を削り、同条第4号中「集会室」を「施設」に改め、同号を同条第2号とし、同条第5号を削り、同条第6号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条第3項を削る。

第6条第2項中「市」を「青梅市」に改める。

第8条第1項ただし書を削る。

別表福祉センター使用料表中「クラブ室（和室A）」を「和室A」に、「クラブ室（和室B）」を「和室B」に改め、同表広間（高砂A）の項および広間（高砂B）の項を削り、「ひろう宴室（ふよう）」を「宴会室（ふ

よう)」に、「ひろう宴室（すずらん）」を「宴会室（すずらん）」に、「ひろう宴室（うめ）」を「宴会室（うめ）」に、「ひろう宴室（うぐいす）」を「宴会室（うぐいす）」に改め、同表第1結婚式場（参列者控室を含む。）の項および第2結婚式場（参列者控室を含む。）の項を削り、同表備考3中「ひろう宴室」を「宴会室」に改め、「とし、結婚式場1回の使用時間は50分以内」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の青梅市福祉センター条例の規定にかかわらず、この条例による改正前の青梅市福祉センター条例第2条第5号および第3条第5号の規定ならびに別表福祉センター使用料表ひろう宴室（ふよう）の項から第2結婚式場（参列者控室を含む。）の項までの規定は、平成31年6月30日までの間、なおその効力を有する。

青梅市福祉センター条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

青梅市公共施設等総合管理計画にもとづく公共施設のあり方に関する検討結果を踏まえ、青梅市福祉センター（以下「福祉センター」という。）における事業および施設の見直しを行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 高齢者センターの閉鎖および結婚式等に関する事業の廃止に伴う見直し

ア 福祉センターが行う事業を次のように改める。（第2条関係）

改正後	現 行
(1) 高齢者の_____教養の向上等に関すること。	(1) 高齢者の健康増進および教養の向上等に関すること。
	(2) <u>生活、健康等各種相談に関すること。</u>
	(3) <u>高齢者クラブその他これに類する団体（以下「社会福祉団体」という。）の活動に関すること。</u>
(2) <u>施設</u> の利用に関すること。	(4) <u>集会室</u> の利用に関すること。
	(5) <u>結婚式等</u> に関すること。
(3) <u>前2号</u> に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項	(6) <u>前各号</u> に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

イ 福祉センターに設ける施設の区分に関する規定を削る。（第3条関係）

ウ 福祉センター使用料の表を次のように改める。（別表関係）

- (ア) 「クラブ室（和室A・B）」を「和室A・B」に改める。
- (イ) 「広間（高砂A）」および「広間（高砂B）」を削る。
- (ウ) 「第1結婚式場」および「第2結婚式場」を削る。
- (エ) 「ひろう宴会室（ふよう・すずらん・うめ・うぐいす）」を「宴会室（ふよう・すずらん・うめ・うぐいす）」に改める。

(2) その他所要の規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成31年4月1日

(2) 経過措置

結婚式等に関する事業については、引き続き平成31年6月30日までの間、実施するための経過措置を設ける。

青梅市福祉センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市福祉センター条例（昭和46年条例第38号）

改正後	現行	備考
<p>(事業)</p> <p>第2条 福祉センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 高齢者の_____教養の向上等に関する事</p> <p>(2) <u>施設</u>の利用に関する事</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、青梅市長（以下「市長」という。）が必要と認める事項</p> <p>第3条 <u>削除</u></p> <p>(使用の承認)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 福祉センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 高齢者の<u>健康増進および教養の向上等</u>に関する事</p> <p>(2) <u>生活、健康等各種相談</u>に関する事</p> <p>(3) <u>高齢者クラブその他これに類する団体（以下「社会福祉団体」という。）の活動</u>に関する事</p> <p>(4) <u>集会室</u>の利用に関する事</p> <p>(5) <u>結婚式等</u>に関する事</p> <p>(6) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、青梅市長（以下「市長」という。）が必要と認める事項</p> <p>(施設)</p> <p>第3条 <u>福祉センターに次の施設を設ける。</u></p> <p>(1) <u>高齢者福祉に関する施設</u></p> <p>(2) <u>各種相談に関する施設</u></p> <p>(3) <u>社会福祉団体のクラブ活動に関する施設</u></p> <p>(4) <u>集会に関する施設</u></p> <p>(5) <u>結婚式等に関する施設</u></p> <p>(6) <u>その他必要な施設</u></p> <p>(使用の承認)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前条第1号に定める施設を使用できる者は、青梅市（以下「市」という。）の区域内（以下「市内」という。）に居住する年齢60歳以上のものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	

(使用承認の取消し等)

第6条 略

2 前項の場合、使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）において損害を生ずることがあつても、青梅市は、その賠償の責めを負わない。

(使用時間)

第8条 福祉センターの使用時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 略

別表（第9条関係）

福祉センター使用料表

区分	定員	午前(午前	午後(午後	夜間(午後	全日(午前
		9時～正午)	1時～午後5時)	6時～午後10時)	9時～午後10時)
略					
和室A	15	300	400	400	1,100
和室B	15	300	400	400	1,100
宴会室(ふよう)	180	1回につき 4,500円			
宴会室(すずらん)	130	1回につき 3,200円			
宴会室(うめ)	88	1回につき 2,200円			
宴会室(うぐいす)	24	1回につき 700円			

(使用承認の取消し等)

第6条 略

2 前項の場合、使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）において損害を生ずることがあつても、市は、その賠償の責めを負わない。

(使用時間)

第8条 福祉センターの使用時間は、午前9時から午後10時までとする。

ただし、第3条第1号に定める施設については、午前9時から午後5時までとする。

2 略

別表（第9条関係）

福祉センター使用料表

区分	定員	午前(午前	午後(午後	夜間(午後	全日(午前
		9時～正午)	1時～午後5時)	6時～午後10時)	9時～午後10時)
略					
クラブ室(和室A)	15	300	400	400	1,100
クラブ室(和室B)	15	300	400	400	1,100
広間(高砂A)	40			1,200	
広間(高砂B)	30			800	
ひろう宴会室(ふよう)	180	1回につき 4,500円			
ひろう宴会室(すずらん)	130	1回につき 3,200円			
ひろう宴会室(うめ)	88	1回につき 2,200円			
ひろう宴会室(うぐいす)	24	1回につき 700円			
第1結婚式場(参列者控室を含む。)	40	1回につき 1,000円			
第2結婚式場(参列者控室を含む。)	80	1回につき 1,500円			

<p>備考</p> <p>1 および2 略</p> <p>3 <u>宴会室</u> 1回の使用時間は2時間30分以内 _____とする。</p>	<p>備考</p> <p>1 および2 略</p> <p>3 <u>ひろう宴会室</u> 1回の使用時間は2時間30分以内とし、<u>結婚式場</u> 1回の使用時間は50分以内とする。</p>	
--	---	--

<p><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の青梅市福祉センター条例の規定にかかわらず、この条例による改正前の青梅市福祉センター条例第2条第5号および第3条第5号の規定ならびに別表福祉センター使用料表ひろう宴会室（ふよう）の項から第2結婚式場（参列者控室を含む。）の項までの規定は、平成31年6月30日までの間、なおその効力を有する。</u></p>		
---	--	--